

青葉台4丁目町会自主防災会規約

(名 称)

第1条 この会は青葉台4丁目町会自主防災会（以下、「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は青葉台4丁目町内会および青葉台地区町民の「安全で安心できる、安定した生活」を守るため、自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の大規模災害（以下、「地震等」という）による被害の防止および軽減を図ることを目的とする。なお、青葉台町会協議会で定める規約がある場合（避難所開設規約等）はそれに従い、単独町会でのなすべき対応に限定をする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1、常時の事業

- (1) 防災組織の編成および周知
- (2) 防災知識の普及に関すること
- (3) 防災資機材等の防災倉庫での備蓄、点検管理（年1回）に関すること
- (4) 避難場所の明示と避難誘導方法の周知に関すること
- (5) 防災訓練の実施に関すること
- (6) 「災害時の地域支援体制」の維持管理に関すること
- (7) その他災害の予防に関すること

2、地震等大規模災害時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、防災組織を編成し、下記事業を行う

- (1) 情報の収集および伝達に関すること
- (2) 出火防止および初期消火に関すること
- (3) 避難に関すること
- (4) 要支援者の救援、救出、その他保護に関すること
- (5) 救護、安全に関すること
- (6) 給水および給食に関すること
- (7) 防疫、衛生に関すること
- (8) 情報等の本部への報告および市の防災対策への協力に関すること
- (9) その他本会の目的を達成するために必要な事項に関すること

(会 員)

第4条 会員は青葉台4丁目町内会の世帯をもって構成する。

(役員および防災組織)

第5条 本会に次の役員を置く

- | 1、役員 | 平常時 | 災害発生時 (対策本部) |
|---------------|------|-----------------|
| (1) 会長 | 1名 | (1) 会長 (本部長) 1名 |
| (2) 副会長 (地区長) | 4名 | (2) 副会長 4名 |
| (3) 会計 | 1名 | (3) 会計 1名 |
| (4) 防犯防災担当 | 1名 | (4) 会長補佐 3名 |
| (5) 育成担当 | 1-2名 | (5) 班長 25名 |
| (6) 会計監査 | 1名 | |
- 2、本会の役員の任期は1年とし、市へ登録する。
- 3、防災組織の編成および役務分担
災害対策本部立ち上げ時、本部長 (会長) が集合者の中から指名し、編成する。
但し、避難所が開設された場合は、上位の規約等に従うものとする。
- (1) 情報収集・情報伝達班・・・町内災害状況の把握、道路交通状況の把握、
防災ラジオ・インターネット等を活用
- (2) 安否確認班・・・各班長により班内の安否確認を実施。要支援者の安否
確認は「避難行動時の支援者、及び班長」が並行して実施
- (3) 避難誘導班・・・各自避難であるが、要支援者の避難誘導は、避難行動時
の支援者及び班長が実施
- (4) 初期消火班・・・状況判断して可能な状況なら実施
- (5) 救出救護班・・・可能な状況なら実施
- (6) 給食・給水 (炊き出し) 班・・・状況判断により編成

(役員の仕事)

第6条 役員は次の仕事を行う。

- 1、会長は、本会を代表し、会務を総括し地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。
- 2、副会長は、会長を補佐し、会長不在時はその職務を代行する。
- 3、会長、副会長は、本会の事業計画、実施状況等に関する検討を行う。
- 4、会計は、会の経理を運営しおよび会の所有する資機材の管理に当たる。
- 5、防犯防災担当は災害発生時には会長の実務や技術的な補佐を行う。

(会議等)

第7条 本会に役員と班長の会議を置く。

- 1、役員会は、会長が招集する町会の役員会を当てる。
- 2、役員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の改正に関する事。
 - (2) 事業計画に関する事。

(3) 予算および決算に関すること。

(4) その他、役員会が必要と認めたこと。

3、役員会で町会員の議決が必要と認められた場合は、総会にて議決を行う。

(第3条の事業の特記事項)

第8条 本会は地震等発生による被害の防止および軽減を図るため、下記の普及を図る。

1、避難場所の明示と周知

大規模災害が発生し（または発生が予想され）、町会員の人命に危険が生じた（または生じるおそれがある）ときに備え、避難場所を予め明示するとともに、避難誘導の方法を周知する。

(1) 一時避難場所 堰頭公園

(2) 避難場所 青葉台小学校、姉崎東中学校

(3) 避難所 姉崎公民館（姉崎支所）

2、一時避難場所から避難場所への避難誘導等の指示、要請

(1) 避難命令が出たとき、または会長が必要ありと認めたときは、会長は地区長、班長に対し避難誘導の指揮命令を行う。

(2) 災害対策本部立ち上げ後は、会長（本部長）が状況を判断して集合者の中から指名し編成する避難誘導班に対し、避難誘導の指揮命令を行う。

(3) 会長は「避難行動時要支援者」の支援者に、要支援者の避難誘導を要請する。

3、避難誘導の方法

(1) 会長は、地区長、班長に指揮命令し、避難場所に町会員を誘導する。

(2) 要支援者の避難誘導は、支援者が居れば班長と協力して行う。

4、防災訓練の実施

大規模地震等による災害発生に備えて、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるようにするため、次により訓練を実施する。

(1) 町会は、市の主催する総合防災訓練には積極的に参加する。更に町内でも防災訓練を少なくとも1年に1回計画実施する。

(2) 町内訓練の種類は次の通り

ア 情報の収集・伝達訓練

イ 消火訓練

ウ 避難訓練

エ 救出・救護訓練

オ 給食・給水（炊き出し）訓練

カ その他

(3) 前項のイ、エ、オについては、姉崎消防署や市危機管理課等の支援がありこれを有効に活用する。

5、消防分団の支援体制

青葉台9町会に消防分団はないので、青葉台1～5丁目は姉崎支部第5分団

管轄（姉崎台）で、青葉台6～8丁目とダイヤが姉崎支部第6分団管轄（片又木）で防災支援を仰いでいる（青葉台協議会からそれぞれの分団に活動支援金を拠出している）。

（会計事項）

第9条 本会の会計に関する諸事項は次のように定める。

- 1、本会の経費は通常時は4丁目町会予算のうち防犯防災費および予備費を充当する。
- 2、地震等の災害発生時に通常予算では経費を処理できない場合は、別途会費の徴収およびその他の収入をもってこれに充てる。
- 3、会計は通常町会予算運営の中で運用し、町会予算と同様に年1回会計監査を受け、監査役と共にその結果を役員会に報告する。また会計年度も同じく毎年3月に始まり、翌年2月末に終わる。
- 4、防災資機材の購入や、防災訓練の食材消耗費は、市危機管理課の支援制度があり、これを有効に活用する。

（規約の補完）

第10条 この規約は、4丁目町会会則の補完とする。

（会則の改廃）

第11条 この規約の改廃は、会則13条（総会）により行う。

（規約制定・改廃履歴）

平成24年3月25日	暫定で新規制定（1年の試行期間経て25年度に制定）
平成25年3月24日	新規制定
令和2年3月22日	上位要領制定に伴う改定

改定経歴表

改定日	改定内容	承認日
令和2年3月22日	<p>(目的)</p> <p>第2条 青葉台町会協議会の規約がある場合はそれに従い、単独町会での対応に限定するを追加。</p> <p>第3条 2の(4) 「要援護者」を「要支援者」に変更。 (役員および防災組織)</p> <p>第5条 1の(4) 防犯担当を防犯防災担当に変更。</p> <p>1の(5) 子供担当 1名を育成担当 1-2名に変更。</p> <p>3項 但し、避難所が開設された場合は、上位の規約等に従うものとする事を追加。</p> <p>3の(1) 防災ラジオを活用から防災ラジオ・インターネットを活用に変更。</p> <p>3の(2) 要援護者の安否確認は「災害時の地域支援体制」支援者が実施から要支援者の安否確認は「避難行動時の支援者、及び班長」が並行して実施と変更。</p> <p>3の(3) 要援護者の避難誘導は「災害時の地域支援体制」の支援者が実施から要支援者の避難誘導は、避難行動時の支援者及び班長が実施に変更。</p> <p>(役員の任務)</p> <p>第6条の4を追加 会計は、会の経理を運営し、および会の所有する資機材の管理に当たる。</p>	令和2年度総会 (R2. 3. 22)で承認

	<p>第 6 条の 5 を追加 防犯防災担当は災害発生時には会長の実務 や技術的な補佐を行う。 (第 3 条の事業の特記事項)</p> <p>第 8 条 1 の(2) 指定避難場所を避難場所に変更。</p> <p>第 8 条 1 の(3) 避難所収容施設を避難所に変更。</p> <p>2 の(3) 会長は、「災害時の地域支援体制」の支援者 に、要援護者の避難誘導を要請するから、 会長は「避難行動時要支援者」の支援者に、 要支援者の避難誘導を要請するに変更。</p> <p>3 の(2) 要援護者の避難誘導は、支援者が居れば主 として行う。から要支援者の避難誘導は、 支援者が居れば班長と協力して行うに変 更。</p> <p>4 の(1) 町内でも防災訓練を 2 年に 1 回計画実施を 少なくとも 1 年に 1 回とする。</p> <p>4 の(2) カ その他を追加。</p> <p>4 の(3) 市防災課を市危機管理課に変更。</p> <p>(会計事項)</p> <p>第 9 条 1 会費、経費を経費と変更。</p> <p>4 防災課を危機管理課に変更。</p>	